

2016年7月11日

公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会

ワーキング・グループ

座長 宇賀 克也 殿

公益通報者保護法の改正に関する要望

一般社団法人日本新聞協会

編集委員会

2006年4月に施行された公益通報者保護法について、制度の実効性を向上させることを目的に、「公益通報者保護制度の実効性の向上に関する検討会」（以下「検討会」といいます）において検討が重ねられ、本年3月、その結果が第1次報告書（以下「報告書」といいます）にまとめられました。報告書において、公益通報者保護の要件・効果等、法改正にあたって検討すべき事項が整理され、現在、貴ワーキング・グループにおいて議論が行われています。検討課題は多岐にわたりますが、このうち「通報に係る秘密の保持」に関しては、報道機関を含む3号通報に対しても守秘義務を課す必要性が指摘され、守秘義務違反に刑事罰を科す可能性まで言及されています（報告書49～50頁）。しかしながら、報道機関による自由な取材・報道活動の前提である取材源の保護の原則に法的規制を加えるという議論は、憲法が保障した表現の自由、取材・報道の自由を脅かすことになり、当協会としては絶対に容認することはできません。貴ワーキング・グループにおかれましては、「通報に係る秘密の保持」の検討にあたり、当協会の見解に耳を傾けたうえで慎重な議論を行うよう強く要望します。

検討会がまとめた報告書の「通報に係る情報の保護」の項では、所轄官公庁に対する通報（2号通報）については国家公務員法や地方公務員法による守秘義務規定により、通報に係る情報の保護が法律上担保されているのに対し、勤務先の会社への通報（1号通報）、報道機関など民間事業者に対する通報（3号通報）の場合には、法律上の守秘義務規定が存在しないことをもって、「民間事業者においても通報に係る守秘義務を課す必要性について認める意見が多くみられた」と記載されています。さらに、1号通報、2号通報、3号通報のいずれの通報であっても守秘義務を統一して考えるべきであるとの意見が出されたり、守秘義務違反に刑事罰を導入する必要性まで議論されたりしています。

しかし、上記の議論は、報道機関に対する情報提供と公益通報者保護法が想定する公益通報を同一視し、報道機関が第一とする「取材源の秘匿」という高度な職業倫理の本質を理解しない極めて乱暴な議論と言わざるを得ません。

そもそも、公益通報者保護法は、「公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定める」（第1条）とされていることから明らかな通り、基本的には事業者・行政機関の取るべき措置を規定したものであり、それと同列に報道機関を含む3号通報の通報先の取るべき措置まで規律すべきだというのは余りにも短絡的で行き過ぎた議論であって、そのデメリットは慎重に検討されなければならないと考えます。

現行法が規定している3号通報には、1号通報、2号通報より厳しい保護要件が課されていますが、法が想定している3号通報の「通報」と、報道機関への「情報提供」とは全く性質の異なるものです。すなわち、報道機関への情報提供（内部告発）は、通報者の範囲、対象事実の範囲を含めて法が規定する「通報」よりはるかに広く、真実相当性や通報の相当性といった保護要件を満たすものばかりではありません。そうした玉石混交の情報を端緒として裏付け取材を行い、報道すべき公共性と公益性のある事案を自らの責任において国民に伝えるのが報道機関の調査報道と呼ばれるものです。そして、こうした「国民の知る権利」に応えるための報道機関の取材報道活動の前提となっているのが「取材源の秘匿」にほかなりません。

報道機関に寄せられるこうした様々な情報提供のありようを無視して、公益通報者保護法の枠組みで報道機関への「通報」を議論し、守秘義務の導入を検討することは、報道機関が堅持してきた「取材源の秘匿」という高度な職業倫理を法律で規律してしまう危険性を全く顧みないものだと指摘せざるを得ません。

報道機関にとって「取材源の秘匿」が最も高度な職業倫理である理由は、「取材源が開示されてしまえば、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になる」（2006年10月3日最高裁決定）からです。ところが、報道機関の「取材源の秘匿」が法律上の守秘義務によって規律されることになれば、たちまち報道機関の自由な取材活動が妨げられてしまうことになりかねません。なぜなら、報道機関が高度な職業倫理として堅持してきた「取材源の秘匿」を、法律により報道機関に負わせる「守秘義務」と規定し、それに違反したことが「違法」とされて刑事罰まで科されるようなことになれば、報道機関に対する捜査当局や行政当局の介入を招くことになり、これが取材・報道の自由を阻害し、国民の「知る権利」を損なうことになるのは火を見るより明らかだからです。

報道機関に通報してくる情報提供者は様々です。思い通りの報道をしてもらえなかった通報者が守秘義務違反を理由に報道機関を訴えたり、事業者等が情報を漏えいした責任を報道機関に転嫁したりすることも考えられます。取材結果次第では、情報提供を犯罪行為に利用しようとするなどした側の不正を暴いたり、情報提供者の意に沿わない内容を報道したりする場合もあり得ますが、報道機関に守秘義務が課されることになれば、そうした報道も制約されることになりかねません。

報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にあり、報道機関の報

道が正しい内容を持つには取材の自由も十分に尊重されなければならないことは、最高裁が認めている通りであって、当協会は、報道機関の取材報道活動を阻害しかねない危険を孕む法改正には反対します。3号通報に守秘義務を導入するというのであれば、報道機関は適用外にしていただくべきだと考えます。

検討会の報告書における「5. 通報に係る情報の保護 (3) 今後の方向性及び検討課題」(50頁)で、「通報先に法律上の守秘義務を導入する方向で検討を進めるべきである」とする一方、「実際に導入をするに当たっては、守秘義務を負う者の範囲や守秘義務が生じる情報の範囲をどのように設定するか、守秘義務が解除される例外を認めるか、守秘義務違反の場合の効果(民事上の損害賠償の対象とするか、刑事罰まで科すか)について具体的に検討をすることが必要である」と記載しています。

個人情報保護法における報道目的での個人情報の取り扱いに関する適用除外規定や、特定秘密保護法における報道や取材の自由に対する配慮条項など、様々な法律の立法段階において取材・報道の自由を制約する問題に対しては慎重な議論が行われてきました。当協会としては、貴ワーキング・グループにおいても、「国民の知る権利」のためにある取材・報道の自由について十分に配慮し、慎重な議論をしていただくよう強く要望します。

以 上